

災害時における避難所施設としての使用に関する協定

下笠区と浄雲寺は、災害時における施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、一時的に浄雲寺の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難者の受け入れ等)

第2条 浄雲寺は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、一時的に浄雲寺の所有する施設を使用することについて必要な事項を定める。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	浄雲寺
施設所在地	養老町下笠634番地
施設使用範囲	本堂

3 前項の使用施設範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、使用の対象とすることができる。

(避難所の管理運営)

第3条 避難所の管理運営は、下笠区と浄雲寺が相互に協力して行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定は、締結した日から効力を有するものとし、下笠区又は浄雲寺から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めがない事項については、下笠区及び浄雲寺双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、この協定を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2018年 11月 1日

下笠区代表者

住所 養老町下笠1817

氏名 下笠区長 安田正



浄雲寺代表者

住所 養老町下笠634

氏名 浄雲寺代表役員
室堂 広宣

